

愛媛県新エネルギー導入促進協議会設置要綱

(名称)

第1条 協議会の名称は、愛媛県新エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、家庭や地域単位での新エネルギーの導入拡大並びに水素エネルギーの理解促進及び普及啓発を図るため、関係機関・企業が連携して、新エネルギー等の具体的な導入方策、相互協力・支援策の検討、会員間の情報交換及び連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新エネルギー等の導入促進のための普及啓発に関すること。
- (2) 新エネルギー等の導入促進のための情報の収集、提供に関すること。
- (3) 新エネルギー等の導入促進のための関係機関・企業の連絡調整に関すること。
- (4) その他、新エネルギー等の導入促進に関すること。

(会員)

第4条 協議会は、会員をもって構成する。

- 2 協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 協議会を退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、会長は愛媛県県民環境部長とする。

- 2 会長に事故があるとき又は不在の時は、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は必要に応じて会長が招集し、会議の議長は会長又は会長が指名した者をもって充てる。

- 2 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課に置き、事務局は協議会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。